

輸出総合支援事業

＜未来を切り拓く6次産業創出事業のうち国際展開＞

【539百万円】

対策のポイント

- 輸出先国の各種基準への対応の検討・取得、海外市場調査、海外試験輸送、輸出新製品の試作の取組等を総合的に支援します。
- 海外の有望市場において輸出志向のある農林漁業者等と現地需用者とのマッチングの場を設定する事業者の取組を支援します。

＜事業の支援対象となる主な取組のイメージ＞

- ① 生産者等は、輸出の条件に適合した産地とするため、農林水産物等に係る輸出先国の各種基準への対応の検討・証明書取得、海外の検疫官の招へいを行う。
- ② 商流事業者等は、海外において、農林水産物等の生産者等と現地バイヤーのマッチング商談会の場をコーディネートする。

政策目標

農林水産物・食品の輸出額を1兆円水準とする

＜内容＞

1. 輸出に取り組む事業者向け対策

（1）次世代技術者・輸出担当者育成

輸出の専門家を講師とする輸出人材養成研修や輸出先進地・流通現場の実態把握などを行う。

（2）海外市場開拓調査

海外の消費者の嗜好調査や流通状況調査などを行う。また、調査結果に基づいた市場開拓戦略やブランド確立に向けた検討会などを行う。

（3）産地PR・国内商談会

海外バイヤーを産地に呼んで、食文化、栽培方法のPRや産地商談会の開催などを行う。

（4）海外試験輸送

輸送コストの削減や輸送中の品質保持のために、テスト輸送や梱包資材の試作などを行う。

（5）輸出環境整備（一部新設）

輸出の条件に適合した産地とするため、輸出先国の各種基準への対応の検討・証明書取得、海外の検疫官の招へいなどを行う。

（6）海外販売促進活動

国際見本市への出展、物産フェアの開催、販促キャンペーンなどを行う。

（7）海外ニーズ製品の試作・実証（新設）

加工・包装技術の活用による新しい輸出製品の試作、試作品の試食会を通じた反応把握などを行う。

(8) 輸出プロモーターの活用

貿易実務経験や専門知見を有する専門家（輸出プロモーター）を活用して、取組へのアドバイスを得る。

2. マッチング対策

海外の有望市場において輸出志向のある農林漁業者等と現地需用者とのマッチングの場を設定する商流事業者等に対し、そのマッチング商談会等の場をコーディネートする事業を支援する。

<事業実施主体>

民間団体等

<補助率>

1／2（<内容>の1）、定額（<内容>の2）

〔担当課：大臣官房国際部貿易関税チーム輸出促進室 電話 03-3502-3408〕

輸出総合支援事業(新規)

●輸出に取り組む事業者向け対策(2分の1補助)

支援対象者・・・農事組合法人、農業協同組合、森林組合、漁業協同組合、商工会議所、商工会、農業生産法人、有限責任事業組合(LLP)等

◆農林水産物、食品の輸出拡大を図るため、明確な目標を設定して輸出に実践している農林水産物・食品の生産者団体、流通業者等に対して、様々な取組を支援。



・8つのそれぞれのメニューの経費に対して国の補助率2分の1ー 必要とするメニューを組み合わせることで実施可能ー

1 次世代技術者・輸出担当者育成

専門家を講師とする研修会の開催、輸出先進地・流通現場への実態把握の実施

2 海外市場開拓調査

・輸出国の市場の流通状況、消費者の嗜好の調査の実施
・市場開拓戦略やブランド確立に向けた戦略策定

3 産地PR・国内商談会

産品の生産・加工地に海外バイヤー等を招へいし、産品の紹介や産地商談会を開催

4 海外試験輸送

輸送コストの削減のための試験輸送、品質保持のための梱包資材を試作した上での試験輸送等の実施及びその結果への対応策の検討

5 輸出環境整備

輸出先国の規則などの対応の検討、検疫官の招へい、知的財産権者と生産地が連携した海外進出組織体制の確立

6 海外販売促進活動

国際見本市等への出展、商談会・物産フェア等の開催による販売促進活動

7 海外ニーズ産品の試作・実証

国産食材と加工・包装技術との連携による新産品の試作、試食会による反応把握

8 輸出プロモーターの活用

商社OB、貿易コンサルタント、海外への商標登録を行う弁理士等の活用



●マッチング対策(定額補助)

支援対象者・・・民間団体等

◆日本産農林水産物・食品の海外向け商流拡大のため、海外の有望市場において、輸出志向のある農林漁業者等と現地需要者(輸入業者、卸売業者、小売業者等)とのマッチングの場を設定する事業者の取組に対して支援。



輸出志向のある農林漁業者等による海外での商談活動の場を設定